

岐阜県地域と学校の連携・協働体制構築事業等推進委員会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、岐阜県地域と学校の連携・協働体制構築事業等推進委員会（以下「推進委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 県は、地域と学校の連携・協働体制構築事業及び放課後児童健全育成事業の総合的な在り方の検討を行うため、推進委員会を組織し、委員から専門的立場の意見を聴取する。

(意見聴取項目)

第3条 県は、次の項目について、委員から意見等を聴取する。

- (1) 地域学校協働活動推進事業、コミュニティ・スクール及び放課後児童健全育成事業の実施方針、導入方針、安全管理方策及び広報活動方策の検討・策定
- (2) 指導者研修の企画
- (3) 事業実施後の検証・評価
- (4) その他必要と認められる事項

(組織)

第4条 推進委員会は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、別表に掲げる者とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 推進委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 委員長は、委員のうちから互選する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

(役員の職務)

第7条 委員長は、推進委員会の議事を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第8条 推進委員会の会議は、事務局が招集する。

(事務局)

第9条 推進委員会の事務局は、地域学校協働活動・放課後子ども教室を所掌する担当課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関して必要な事項は岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

学識経験者

保護者・地域代表

学校教育代表

地域学校協働活動代表

市町村代表